

# NPO 法人流山ひろがる和定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO 法人流山ひろがる和という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を流山市野々下6丁目613番地の117に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、和布・和装伝統文化、つるし雛、節句人形、折り紙細工等の手作り、並びに日本古来の伝承文化の定期的な学習、発表、展示会等を通じて、高齢者の活性化及び地域とのコミュニケーション強化を図るとともに、地域伝統糀発酵文化の更なる啓蒙・啓発活動、国内外からの体験型インバウンド事業に積極的に取り組み、地域活性化に貢献することを目的とする。また、これらの活動は、障害者・要介護者、高齢者等と一般市民との交流の場とすべく、多種多様な関連市民団体との協働企画にて推進する。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 国際協力の活動
- (6) 経済活動の活性化を図る活動
- (7) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 公共施設を中心に、和布・和装伝統文化及び手作り教室を定期的に開催
- (2) 流山に春を告げるイベントとして地域に定着した、「流山つるし雛ひな巡り」展示会・ワークショップ、等を公共施設・民間施設にて大々的に開催
- (3) 他の市・団体との相互交流による展示会及び作品即売会、研修ツアー等を実施
- (4) 糀の発酵文化に関する講演・料理教室の開催及び関連事業
- (5) 国際交流団体との協働による体験型インバウンド事業
- (6) リーフレット・冊子・会報発行及びホームページ・You Tube による啓蒙活動
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

## 第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。尚、ここで団体とは、企業および市民活動団体を言う。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動及び事業を推進する個人および団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を経済的・人的に援助する個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により代表に申し込むものとし、代表は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 代表は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金および会費)

第8条 会員は、理事会において別途定める入会金および会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 3人以上15人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表とし、副代表を若干名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事は理事会において選任し、監事は総会において選任する。

2 代表および副代表は、理事の互選とする。

3 役員のうち、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含

まれ、または当該役員並びにその配偶者および三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

#### (職務)

第15条 代表は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 代表以外の理事は、代表を補佐し、代表に事故あるときまたは代表が欠けたときは、代表があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

#### (任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の監事が選任されていない場合には、任期の末日後、最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会の議決、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事会または総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2号に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表が別に定める。

(事務局および職員)

第 20 条 この法人に、事務局および必要な職員をおくことができる。

2 事務局長および職員は、代表が任免する。

## 第5章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 監事の選任または解任
- (7) 除名
- (8) 資産の管理
- (9) 借入金(その事業年度内の収益をもて償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)  
その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散時の残余財産の処分
- (11) 清算人の選任
- (12) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。
- (4) 法第 14 条の 3 第 1 項の規定により理事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、第 24 条第 2 項第 1 号および第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。  
ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。  
2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等とする。  
2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。  
3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用について、総会に出席したものとみなす。  
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。  
(1) 日時および場所  
(2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)。  
(3) 審議事項  
(4) 議事の経過の概要および議決の結果  
(5) 議事録署名人の選任に関する事項  
2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。  
(1) 総会に付議すべき事項  
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項  
(3) 事務局の組織及び運営に関する事項  
(4) その他総会の議決を要しない会務に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。  
(1) 代表が必要と認めたとき  
(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があ

ったとき

(3) 第 15 条第 4 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(招集)

第 34 条 理事会は、代表が招集する。

- 2 代表は、第 33 条第 2 号および第 3 号の規定に定める請求があったときは、その日から起算して 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも理事会開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の 3 分の 2 以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第 37 条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 理事総数、出席者数および出席者名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が記名押印又は署名しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金および会費
- (3) 寄付金品

- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業計画および予算)

第 44 条 この法人の事業計画およびこれに伴う予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。  
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第 46 条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。  
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算及び事業計画の追加及び更正)

第 47 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散および合併

### (定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、正会員総数の 2 分の 1 以上が出席する総会において、その出席した正会員の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する事項を変更する場合所轄庁の認証を得なければならない。

### (解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の決議を行うときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

### (清算人の選任)

第 53 条 この法人が解散するときは、解散総会において清算人を選任する。または、選任しない場合は、理事が清算人となる。

### (残余財産の帰属)

第 54 条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散の場合を除く。)したときに残余する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

### (合併)

第 55 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

### (公告の方法)

第 56 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第10章 雑則

### (細則)

第 57 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表がこれを定める。



## 附則

1. この定款は、この法人の成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第 14 条第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる者とし、その任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、令和 2 年 3 月 31 日までとする。

代表	小泉 尚子
副代表	宮崎 直子
副代表	金山 美智子
理事	重 トシコ
理事	三井 眞知子
理事	武智 芙蓉子
理事	野間 和子
理事	井口 裕子
理事	香月 典子
理事	富岡 恒雄
監事	相馬 裕代

3. この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会で定めたところによるものとする。
4. この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条にかかわらず、成立の日から令和 2 年 3 月 31 日までとする。
5. この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1)正会員 ・年会費 1,000 円
  - (2)賛助会員 ・個人年会費 1 口 1,000 円 1 口以上  
・団体年会費 1 口 5,000 円 1 口以上